

横浜市立中丸小学校P T A細則

(令和4年1月11日改正版)



逐条索引

	頁		頁
第1章 会計		第3節 選挙管理委員会	
第1条 (会費の徴収及び納入の方法)	1	第10条 (委員の選任方法)	3
第2条 (旅費等)	1	第11条 (発足)	3
第2章 役員		第12条 (禁止事項)	3
第3条 (選挙の方法)	1	第4節 役員・会計監査候補者推薦委員会	
第4条 (立候補の届出)	1	第13条 (委員の選任方法)	3
第3章 会計監査		第14条 (発足)	3
第5条 (選挙の方法)	1	第5章 雑則	
第6条 (立候補の届出)	1	第15条 (表彰、慶弔及び感謝の適用)	3
第4章 委員会		第16条 (改正)	3
第1節 総則		付則	4
第7条	1		
第2節 常任委員会			
第8条 (委員の選任方法)	2		
第9条 (任務)	2		

第1章 会計

(会費の徴収及び納入の方法)

第1条 規約第7条第2項に規定する会費の徴収及び納入の方法は、次のとおりとする。

- 一 会費の徴収は、学校が行う。
- 二 納入の方法及びその期限は、学校が定める。
- 三 前号に係る会員への周知は、学校が行う。

(旅費等)

第2条 会員が本会の活動のための出張をしたときは、規約第8条に規定する経費として旅費等を支給する。

2 旅費の算定方法は、内規で定める。

第2章 役員

(選挙の方法)

第3条 規約第13条第2項に規定する選挙の方法は、次のとおりとする。

- 一 候補者の数が、規約第12条各号に規定する定数と同数のときは、信任投票とする。
- 二 候補者の数が、規約第12条各号に規定する定数を超えるときは、無記名投票による多数決により選定する。
- 三 教職員の書記及び会計の選出は、校長に一任する。

(立候補の届出)

第4条 規約第14条に規定する立候補をする者は、氏名、児童名、所属する学級を所定の紙に記入して、この委員会に届け出なければならない。

第3章 会計監査

(選挙の方法)

第5条 規約第19条第2項に規定する選挙の方法は、次のとおりとする。

- 一 候補者の数が、規約第18条に規定する定数と同数のときは、信任投票とする。
- 二 候補者の数が、規約第18条に規定する定数を超えるときは、無記名投票による多数決により選定する。

2 会計監査は、この会の役員を経験した者でなければならない。

(立候補の届出)

第6条 規約第20条に規定する立候補をする者は、氏名、児童名、所属する学級を所定の紙に記入して、この委員会に届け出なければならない。

第4章 委員会

第1節 総則

第7条 規約第38条に規定する各委員会の開催は、必要に応じて開催することとする。

第2節 常任委員会

(委員の選任方法)

第8条 規約第45条に規定する常任委員会の委員の選任は、原則として次による。ただし、会長が児童数及び社会情勢等により定員を増減する必要があると認めて学校長から同意を得たときは、この限りでない。

- 一 学年学級委員会は、各学級から1名
 - 二 広報委員会は、各学年から2名
 - 三 保健成人委員会は、各学年から2名
 - 四 校外委員会は、各地区に1名以上
 - 五 教職員会員（校長及び副校長を除く。）
- 2 前項第五号の教職員会員は、前項第一号から第四号のいずれかの常任委員会に属するものとする。
- 3 本会の活動を円滑に進めるするために、委員の選任の方法は登録制とする。
- 4 前項の登録制の運用の方法は、内規で定める。

(任務)

第9条 規約第47条に規定する各委員会の任務は、次のとおりとする。

- 一 学年学級委員会
 - イ 児童の教育的環境を整備するためのベルマーク等の収集
 - ロ その他の必要な活動
 - 二 広報委員会
 - イ この会の活動状況を会員に周知するための機関紙「PTAだより」の発行
 - ロ PTA活動の全体について会員が理解を深めるため及び学校行事等における児童の活動の様子等を広報するための会報「なかまる」の発行
 - ハ その他の必要な広報活動
 - 三 保健成人委員会
 - イ 成人教養としてふさわしい各種の行事などの企画及び実施
 - ロ 児童の健康の増進及び環境の向上に係る協力
 - ハ 保健行事への参加
 - ニ その他の必要な活動
 - 四 校外委員会
 - イ 児童の校外生活を安全に保つための働きかけ
 - ロ 交通安全運動の推進
 - ハ 児童の安全確保策の立案及び実施
 - ニ その他の必要な活動
- 2 各委員会は、年度当初に年間活動計画を立てなければならない。

第3節 選挙管理委員会

(委員の選任方法)

第10条 規約第48条に規定する委員の選任の方法は、次のとおりとする。ただし、会長が児童数及び社会情勢等により定員を増減する必要があると認めて学校長から同意を得たときは、この限りでない。

- 一 各学年の保護者から1名
 - 二 運営委員会の委員から1名（前号で選任された者を除く。）
 - 三 横浜市立中丸小学校（以下「学校」という。）の教職員から2名
- 2 本会の活動を円滑に進めるために、委員の選出の方法は登録制とする。
- 3 前項の登録制の運用の方法は、内規で定める。

(発足)

第11条 委員会が発足したときは、速やかに発足及び委員の氏名等を会員に通知する。

(禁止事項)

第12条 委員は、役員及び会計監査の候補者になることができない。

第4節 役員・会計監査候補者推薦委員会

(委員の選任方法)

第13条 規約第51条に規定する委員の選任の方法は、第10条に規定する者が兼務することとする。

(発足)

第14条 委員会が発足したときは、速やかに発足及び委員の氏名等を会員に通知する。

第5章 雑 則

(表彰、慶弔及び感謝の適用)

第15条 規約第57条第2項に規定する表彰、慶弔及び感謝の適用は、次のとおりとする。

- 一 会員及び児童に対して、表彰または慶弔の意
 - 二 本会のために寄与した会員等に対して、感謝の意
- 2 前項の表彰、慶弔の意及び感謝の意を表す方法は、内規で定める。

(改正)

第16条 この細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

- 2 改正をしたときは、その結果を会員に報告しなければならない。

付 則

この細則は、昭和60年2月15日より効力を発し、即日施行する。

平成 5年	2月 9日	一部改正
平成 6年	1月27日	一部改正
平成 6年	2月10日	一部改正
平成 7年	11月27日	一部改正
平成 9年	2月19日	一部改正
平成 9年	3月11日	一部改正
平成10年	11月13日	一部改正
平成10年	12月11日	一部改定
平成11年	2月18日	一部改正
平成23年	12月17日	一部改正
平成25年	3月 1日	一部改正

付 則

(施行期日)

この細則は、平成31年2月26日から効力を発し、平成31年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この細則は、令和2年2月25日から効力を発し、令和2年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この細則は、令和4年1月11日から施行する。